

# 町の台所

## 昭和62年度決算の状況

昨年度、町へ入ってきたお金(歳入)や町から支出されたお金(歳出)の状況を町民の皆さんに知っていただくために62年度決算をお知らせします。

### 一般会計歳入

歳入は、決算額二十六億七千五百三万円、六十一年度と比較して二億三千八百四十六万円、約十パーセントの増加となりました。

町税については、決算額六億三百七十六万円で六十一年度対比六パーセントの増収となりました。特別土地保有税が落ち込んだものの、他の税はいずれも増加となっています。

町税を構成する比率の高い税は、町民税(町税構成割合四十八パーセント)と固定資産税(同三十七パーセント)です。このうち町民税は、国の内需拡大による景気浮揚政策などにより、六十一年度対比で個人分八パーセント、法人分十パーセントの増加となりました。また、固定資産税は町民税と異なり、景気に左右されることのない安定した税目ですが、課税対象物件の把握に努めた結果六パーセントの増加となりました。

公平な課税の結果、町税の増加は喜ばしいかぎりではあります。町税の歳入全体に

占める割合は二十二パーセントと依然低く、町税の増加はこれからの大きな課題であると考えております。とりわけ、光工業団地完成に伴う企業進出による、町民税法人分の増加に大きく期待しているところであります。

### 一般会計歳入

| 歳入区分        | 昭和62年度  |        | 前年度増減対比(%) |
|-------------|---------|--------|------------|
|             | 決算額(万円) | 構成比(%) |            |
| 町税          | 60,376  | 22.6   | 6.2        |
| 地方譲与税       | 6,039   | 2.2    | 25.0       |
| 自動車取得税交付金   | 6,835   | 2.6    | 48.5       |
| 地方交付税       | 107,256 | 40.1   | 5.3        |
| 交通安全対策特別交付金 | 479     | 0.2    | 329.6      |
| 分担金及び負担金    | 9,842   | 3.7    | 5.0        |
| 使用料及び手数料    | 1,495   | 0.5    | 6.2        |
| 国庫支出金       | 14,493  | 5.4    | 40.4       |
| 県支出金        | 20,033  | 7.5    | △ 8.0      |
| 財産収入        | 1,983   | 0.7    | 2.3        |
| 寄附金         | 1,229   | 0.5    | 253.1      |
| 繰入金         | 4,000   | 1.5    | 0.0        |
| 繰越金         | 16,320  | 6.1    | 17.6       |
| 諸収入         | 6,473   | 2.4    | 29.5       |
| 町債          | 10,650  | 4.0    | 45.7       |
| 歳入合計        | 267,503 | 100.0  | 9.8        |

### 地方交付税は約四十パーセント

地方交付税(所得税・法人税・酒税の国税三税の総額の三十二パーセントを全国の都道府県や市町村に対し交付されるもの)の決算額は、十億七千二百五十六万円であり、六十一年度対比五パーセントの増加となりました。地方交付税は、光町の歳入の四十パーセントを占める最大の歳入科目で、その内訳は普通交

付税が九億七千五百七十四万円、特別交付税が九千六百八十二万円となっています。地方交付税は、極端にいうと税等の収入が少なく、財政力の乏しい県や市町村に交付されるものであり、光町の場合、町税の歳入全体に占める割合が低く、地方交付税の割合が高くなっていることは、当町の財政力の弱さを端的に示しているといえます。

しかし、地方交付税はその使いみちが特定されたものではなく、できる限りその団体(町等)が自由に使える財源(これを一般財源といいます)であり、当町は財政力の弱さを補い行政サービスの低下を回避するため、地方交付税額決定の材料となる事業や町債(町の長期的な借入金)を積極的に導入しており、その結果地方交付税の決算額が増加したものと考えております。

町税と地方交付税以外の歳入項目については、上の表に示した決算額となりました。